

○集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例

〔 昭和 25 年 9 月 10 日 〕
〔 県条例第 43 号 〕

改正 昭和 30 年 12 月県条例第 28 号、平成 4 年 3 月第 4 号

県議会の議決を経た「集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例」をここに公布する。

集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例

第 1 条 道路その他公共の場所で集会（屋内で行う場合を除く。以下同じ。）若しくは集団行進を行おうとするとき、又は場所のいかんを問わず集団示威運動を行おうとするときは、長野県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。但し、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 学生、生徒その他の遠足、修学旅行
- (2) 通常の冠婚葬祭等慣例による行事
- (3) もっぱら学術研究、体育、宗教行事、娯楽又は商業宣伝だけの目的で行われるもの
- (4) 官公署がその職務として行うもの

第 2 条 前条の規定による許可の申請は、主催者である個人又は団体の代表者（以下主催者という。）から、集会、集団行進又は集団示威運動を行う日時の 48 時間前までに次の事項を記載した許可申請書 2 通を開催地を管轄する警察署を経由して提出しなければならない。

- (1) 主催者の住所、氏名
- (2) 前号の主催者が開催地の市、町、村以外に居住するときは、その市、町、村内の連絡責任者の住所、氏名
- (3) 集会、集団行進又は集団示威運動の日時
- (4) 集会、集団行進又は集団示威運動の進路、場所及びその略図
- (5) 参加予定団体名及びその代表者の住所、氏名
- (6) 参加予定人員
- (7) 集会、集団行進又は集団示威運動の目的及び名称

第 3 条 公安委員会は、前条の規定による申請があつたときは、集会、集団行進又は集団示威運動の実施が公共の安寧を保持する上に直接危険を及ぼすと明らかに認められる場合の外は、これを許可しなければならない。但し、次の各号に関し必要な条件をつけることができる。

- (1) 官公庁の事務の妨害防止に関する事項
- (2) じゅう器、きょう器その他の危険物携帯の制限等危害防止に関する事項
- (3) 交通秩序維持に関する事項
- (4) 集会、集団行進又は集団示威運動の秩序保持に関する事項
- (5) 夜間の静ひつ保持に関する事項
- (6) 公共の秩序又は公衆の衛生を保持するためやむを得ない場合の進路、場所又は日時の変更に関する事項

2 公安委員会は、前項の許可をしたときには、申請書の 1 通にその旨を記入し、特別の事由のない限り集会、集団行進又は集団示威運動を行う日時の 24 時間前までに主催者又は連絡責任者に交付しなければならない。

3 公安委員会は、前 2 項の規定にかかわらず、公共の安寧を保持するため緊急の必要があると明らかに認められるに至つたときは、その許可を取り消し又は条件を変更することができる。

4 公安委員会は、第 1 項の規定により不許可の処分をしたとき、又は前項の規定により許可を取り消したときは、その旨を詳細な理由をつけて、すみやかに長野県議会に報告しなければならない。

第 4 条 警察署長は、第 1 条の規定、第 2 条の規定による記載事項、前条第 1 項但し書の規定による条件又は同条第 3 項の規定に違反して行われた集会、集団行進又は集団示威運動の参加者に対して、公共の秩序を保持するため、警告を發しその行為を制止しその他その違反行為を是正するにつき必要な限度において所要の措置をとることができる。

第 5 条 第 2 条の規定による許可申請書に虚偽の事実を記載してこれを提出した主催者及び第 1 条の規定、第 2 条の規定による記載事項、第 3 条第 1 項但し書の規定による条件又は同条第 3 項の規定に違反して行われた集会、集団行進又は集団示威運動の主催者、指導者又は煽動者は、これを 1 年以下の懲役若しくは禁錮又は 30 万円以下の罰金に処する。

第 6 条 この条例の各規定は、第 1 条に定めた集会、集団行進又は集団示威運動以外に集会を行う権利を禁止し、若しくは制限し、又は集会、政治運動を監督し若しくはブラカード、出版物その他の文書図画を検閲する権限を公安委員会又は警察職員に与えるものと解釈してはならない。

第 7 条 この条例の各規定は、公務員の選挙に関する法律に矛盾し、又は選挙運動中における政治集会若しくは演説の事前の届出を必要ならしめるものと解釈してはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 30 年 12 月 19 日県条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 19 日県条例第 4 号）

この条例は、平成 4 年 5 月 7 日から施行する。